

技術習得指導と施工計画指導

平成14年
国土交通省告示第464号

新都市ハウジング
協会

建築主事

コンクリートは、一度に高さは8m
を超えて充填しないこと。

I - 技術習得指導
(施工技術習得指導)

中間検査

対象: 施工会社

ただし、実況に応じた試験によって、
鋼管にコンクリートが密実に、かつ、
すき間なく充填されること及び鋼管
に充填するコンクリートが必要な強
度となることが確認された場合は、
この限りでない。



CFT造施工計画書

II - 施工計画指導
(施工計画技術指導)

竣工検査

対象: CFT造施工管理技術者

CFT造施工結果
報告書

3層実大実験